破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１３０号
札幌市西区平和２条２丁目３番10号
破産者　野村　　覚
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６６９号
札幌市東区北25条東21丁目１番３―102号
破産者　佐野　英之
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５１号
新潟県新発田市下寺内208番地
破産者　小林　恭輔
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第３７７号
名古屋市中区上前津２丁目10番18号、開始決定時の住所名古屋市中区門前町１番48号
破産者　倉内　繁治
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６１号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡11533番地３、破産手続開始決定時住所佐賀県武雄市武雄町大字武雄4154番地３
破産者　飯盛孝一郎
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第３７号
長崎県諫早市幸町59番15号
破産者　石川　孝司
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第１２３号
神奈川県逗子市久木１丁目２番27号
破産者　小山　重郎
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第６０号
岐阜県中津川市茄子川2067　アルトラマンション茄子川Ｃ423号、住民票上の住所岐阜県中津川市手賀野726番地の54
破産者　シートハウスフルタこと　古田　一夫
1　破産債権の届出期間　平成30年３月８日まで
2　一般調査期日　平成30年３月23日午後１時10分
平成30年２月９日
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第６２５号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字於大が丘110番地
破産者　仲川　和博
1　破産債権の届出期間　平成30年３月８日まで
2　一般調査期日　平成30年５月16日午前11時20分
平成30年２月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５６４号
名古屋市天白区山根町12番地の１
破産者　武村　節雄
法定代理人成年後見人　武村真紀子
1　破産債権の届出期間　平成30年３月８日まで
2　一般調査期日　平成30年４月26日午後１時30分
平成30年２月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７９５号
大阪府東大阪市小阪本町２丁目１番27号
破産者　福永　彰一
1　破産債権の届出期間　平成30年３月12日まで
2　一般調査期日　平成30年４月26日午後２時
平成30年２月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６２９号
兵庫県西宮市里中町３丁目２番17　里中住宅610号室、住民票上の住所神戸市北区広陵町２丁目240番地
破産者　早川　裕樹
1　破産債権の届出期間　平成30年３月15日まで
2　一般調査期日　平成30年４月26日午前10時15分
平成30年２月８日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３５３号
大阪市西淀川区花川１丁目３番１号シーズ塚本南701号室
破産者　上柏　文哉
1　破産債権の届出期間　平成30年３月19日まで
2　一般調査期日　平成30年４月26日午後２時
平成30年２月８日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２９年（フ）第２５号
福岡県北九州市小倉北区京町４丁目６番18号京町スカイマンション302号
破産者　九州テクニカル株式会社
異議申述期間　平成30年３月22日まで
平成30年２月９日　山口地方裁判所岩国支部

復権決定

平成２９年（モ）第１００３３号
（平成２９年（フ）第２９号）
愛媛県松山市三番町４丁目９番地１
破産者　間島　正臣
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　破産者を復権する。
松山地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２１０１号
東京都港区虎ノ門１丁目１番18号ヒューリック虎ノ門ビル
清算株式会社　株式会社エムアール
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成３０年（再）第１号
札幌市豊平区豊平６条６丁目５番43―401号
再生債務者　奥田　耕一
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　札幌市中央区北４条西20丁目１番28号Ｎ420ビル　橋本・大川合同法律事務所
弁護士　柴崎　泰斗
平成30年２月７日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成３０年（再）第１号
北海道根室市琴平町３丁目38番地
再生債務者　カネ共三友冷蔵株式会社
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後２時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月７日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成30年４月11日から平成30年４月18日まで
東京地方裁判所民事第20部